

平成18年9月29日（金）

**日程第50 議員提出議案第1号 出資法の
上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預
り金及び金利等の取締りに関する法律」及
び「貸金業の規制等に関する法律」の改正
を求める意見書について**

○議長（上田順康君）日程第50 議員提出議案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君）提案理由の説明を行います。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書。

現在、公定歩合が年0.40%、銀行の貸出平均金利が年2%以下という超低金利時代の我が国において、消費者金融、信販会社、商工ローン等の貸金業者は、利息制限法が定める制限金利（年15～20%）でさえ高金利と言えるところ、貸金業規制法43条の要件遵守を条件に、出資法の上限金利たる年29.2%（日賦貸金業者及び電話担保金融は年54.75%）という超高金利での営業をしている。（いわゆる「みなし弁済」）

先般、最高裁判所は、貸金業者のほとんどが採用する「リボルビング式」の貸付に「みなし弁済」の適用はないと判示し（最判平成17年12月15日）、強行にみなし弁済の成立を主張し続けてきた株式会社シティズに対しても、

その主張を退けたところである。（最判平成18年1月13日）両判決の意味するところは、あらゆる貸金業者の貸し付けに対し、「みなし弁済」が成立しないということであり、もはや貸金業規制法43条の存続意義は認められないと言える。

「みなし弁済」が成立しない以上、利息制限法の制限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は両判決の後も、利息制限法に定める所定金利に改めないばかりか、法を知らない債務者に何らの説明をすることもなく、本来無効の利息を違法に続けている。

一方、長引く経済不況を背景に、全国では債務整理を必要とする多重債務者が200万人にも及ぶと推測され、これだけの数の債務者が「払う必要のない利息」のために苦しめられ、自己破産・夜逃げ・一家離散・校内暴力・自殺・強盗や殺人等の犯罪といった社会問題を引き起こすに至っている。

また、平成17年における金融広報中央委員会の調査では、「貯蓄を保有していない世帯」の比率が、全体の23.8%を占めている。余裕資金のない中で、突発的な出費に対応するために高金利の貸金業者を利用した世帯では、返済に窮するだけでなく、子どもの学費や税金、社会保険料等の滞納が常態化している。

このような状況のもとで、平成19年1月には出資法の上限金利を見直す時期を迎える。国においては、貸金業規制法43条の存続意義がなくなった今、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることができる適正な金利規制など、下記のとおり法改正を行うよう強く要望するものである。

1. 出資法第5条の上限金利を利息制限法

第1条の制限金利まで引き下げること、2. 貸金業規制法43条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること、3. 出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月 橋本市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣。

以上、議員のご賛同よろしく願います。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております 議員提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第51 議員提出議案第2号 地域の自立・活性化及び安全・安心を支える道路整備の促進を求める意見書について

○議長（上田順康君）日程第51 議員提出議案第2号 地域の自立・活性化及び安全・安心を支える道路整備の促進を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

4番 平木君。

〔4番（平木哲朗君）登壇〕

○4番（平木哲朗君）それでは、議員提出議案第2号 地域の自立・活性化及び安全・安心を支える道路整備の促進を求める意見書について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

道路は国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的なインフラであり、その整備は活力ある地域づくりに必要不可欠なものである。また、救急医療など地域の安全・安心を支えるものであり、全国民が長年にわたり熱望してきているところである。

道路整備が大きく立ち遅れ、道路の整備促進を最重点課題としている当地方にとって、道路特定財源の見直しは看過できない重大な問題である。

和歌山県の北東部に位置する当市は、古くから大阪、奈良への交通の結節機能を果たし、また、大阪の通勤圏として都市化が著しく進展してきており、京奈和自動車道橋本道路の一部供用開始や国道371号バイパスの工事の

進展等、広域的な道路交通体系が整備されつつある。また、本年3月市町村合併により行政区域が大きくなった。

このような状況の中で、旧市・町が一体となって発展していくために、幹線道路、生活道路の整備がますます必要となってきたものであり、さらに、近い将来非常に高い確率で発生が懸念されている東南海・南海地震のことを考えるならば、高規格幹線道路から市民生活に密着した県道や市道に至る道路網の、計画的かつ重点的な整備促進及び災害時に備えた災害処理や避難等に対応できるよう、災害に強い道路の整備を早急に促進することが急務となっている。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する基本方針が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう、政府は次の事項について留意されるよう強く要望するものである。

1. 地方の道路整備を促進するため、受益者負担による合理的な制度である道路特定財源を一般財源化など他に転用することなく、すべて道路整備に充当すること。2. 地方の自立的発展に不可欠な、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層強力に促進すること。3. 地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月 橋本市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、行政改革担当大臣。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

22番 阪本君。

〔22番（阪本久代君）登壇〕

○22番（阪本久代君）反対の立場から討論を行います。

地域の自立・活性化及び安全・安心を支える道路整備の促進を求めることに異論はありませんし、2と3についても賛成です。

しかし、1の道路特定財源を一般財源化など他に転用することなく、すべて道路整備に充当することには反対です。今の車社会は交通事故、排ガスによる大気汚染をはじめ、社会的負担をもたらしており、車に関する税金だからといって道路整備だけに特定する理由は薄れています。2006年度予算の地方分の約2兆2,000億円のうち、市町村分は約8,300億円であり、国分とあわせた道路特定財源約5兆7,000億円の2割もありません。道路特定財源は不要不急の道路建設の財源の裏付けとなっています。

現在、特に高齢者にとっては、年金の受給額は年々少なくなっているのに、所得税、住民税、国保税、介護保険料が引き上げられ、

医療費の窓口負担も増やされようとしています。暮らしそのものが大変になっているとき、道路建設だけ特権的な扱いでいいのでしょうか。道路特定財源を廃止して一般財源とし、社会保障や教育、生活密着型の公共事業にも使えるようにするべきです。

以上をもって反対討論とします。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第2号 地域の自立・活性化及び安全・安心を支える道路整備の促進を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（上田順康君）起立多数であります。

よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第52 議員提出議案第3号 医師・看護師等の増員を求める意見書について

○議長（上田順康君）日程第52 議員提出議案第3号 医師・看護師等の増員を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

○5番（岩田弘彦君）それでは、提案理由の説明を行わせていただきます。

意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

医師・看護師等の増員を求める意見書。

医療事故をなくし、安全・安心で行き届いた医療・看護を実現するためには、医療従事

者が社会的使命や誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師・看護師等の不足が深刻化している。

「安全・安心のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏付けを行い、欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要である。

よって、下記事項のとおり、予算の拡充・診療報酬の改善を行い、現場での大幅増員を保障する医師・看護師等の確保対策の強化を要望するものである。

1. 医師・看護師などの医療従事者を大幅に増員すること。2. 診療報酬などの財政的な裏付けを行い、夜勤日数を月8日以内に規制するなどの法整備を行うこと。3. 看護学校等を増やし、院内保育所を充実させるなど、看護師確保対策を強化すること。4. 地域医療を充実させるために、医師確保対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月 橋本市議会。提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、和歌山県知事。

以上、皆さんのご賛同、よろしく申し上げます。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第3号については、委員会の付託を省略いた

したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第3号 医師・看護師等の増員を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第53 議員提出議案第4号 身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書について

○議長(上田順康君)日程第53 議員提出議案第4号 身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

33番 森安君。

〔33番(森安欣吾君)登壇〕

○33番(森安欣吾君)意見書の朗読をもちまして提案理由にかえさせていただきます。

身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書。

身体障害者補助犬法の施行により、身体障害者補助犬使用者の社会参加が促進されたが、一方においては、同法施行後4年が経過しようとする今日においても、補助犬同伴の受け

入れ拒否の事例が報告されるなど、多くの問題が残されている。

よって、国におかれては、良質な身体障害者補助犬が育成され、補助犬使用者が一層円滑に社会参加を果たすため、次の要望事項に沿って身体障害者補助犬法を見直しされるよう強く要望する。

1. 民間のアパート・共同住宅等、職場、学校についても、補助犬同伴の受け入れを義務化すること。2. 補助犬同伴の受け入れ拒否に関する苦情申し立てができる救済機関を設けること。3. 訓練士(または育成団体)は事前の承諾を得なくても、訓練犬を公共施設及び公共機関へ同伴できるようにすること。4. 身体障害者補助犬法のさらなる普及活動に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月 橋本市議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、国土交通大臣。

どうか、議員諸兄のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長(上田順康君)説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第4号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号 身体障害者補助犬法の見直しに関する意見書についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第54 議員提出議案第5号 「世界連邦平和都市宣言」に関する決議について
と日程第55 議員提出議案第6号 「核兵器廃絶平和都市宣言」に関する決議について

○議長（上田順康君）日程第54 議員提出議案第5号 「世界連邦平和都市宣言」に関する決議について と日程第55 議員提出議案第6号 「核兵器廃絶平和都市宣言」に関する決議について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

○1番（中上良隆君）議案第5号 「世界連邦平和都市宣言」に関する決議について 提出議案の説明をさせていただきます。

我々は全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、ここに世界連邦建設の趣旨に賛同して、橋本市は世界連邦平和都市たることを宣言する。

以上決議する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

します。

それと、議案第6号 「核兵器廃絶平和都市宣言」。

世界の恒久平和は全人類の願望である。

しかるに近年の世界における核軍拡はとどまるところを知らず、世界平和に深刻な脅威をもたらしていることは、全人類の等しく憂えるところである。

特に我が国は世界最初の核被爆国として、再びその惨禍を絶対に繰り返してはならない。

我が橋本市は、日本国憲法に掲げる恒久平和主義の理念を市民生活の中にはぐくみ、継承させていく必要がある。

したがって、橋本市は「非核三原則」の厳守と核兵器の廃絶を全世界に訴え、ここに「核兵器廃絶平和都市」とすることを宣言する。

以上、2件の決議につきまして、議員各位のご賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（上田順康君）説明が終わりました。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております 議員提出議案第5号と議員提出議案第6号の2件については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、議員提出議案第5号と議員提出議案第6号の2件について、一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第5号「世界連邦平和都市宣言」に関する決議についてと議員提出議案第6号「核兵器廃絶平和都市宣言」に関する決議について の2件を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第5号と議員提出議案第6号の2件については原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今意見書案4件並びに決議案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

総務委員会、経済建設委員会、文教厚生委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（上田順康君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり

り閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することになりました。

○議長（上田順康君）以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（上田順康君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。

橋本市議会9月定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

残暑厳しい中、議員の皆さま方には熱心にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。今議会の中でちょうだいいたしましたご意見は真摯に受けとめ、今後の市政推進に生かしてまいりたいと存じます。

私は開会のあいさつの中で、意識改革について基本的な考え方、並びに意識の充実、実践などについて考えるところを述べさせていただきました。職員が一体となって、互いに前進する、力強く、そしてさわやかな市役所の所風を確かなものにしてまいりたいと願っております。

さて、議員の皆さん既にご承知のことと存じますが、今議会休会中の9月21日から25日の5日間、私が団長として、上田順康議長、杉本副議長、職員の5名で、本市の友好姉妹都市であります中国・泰安市を公式訪問させ

ていただきました。

今回の訪問は、泰安市において開催されました「中小都市発展国際交流大会」への出席のためでございます。日本からは本市のほか、宇部市、八王子市、紀の川市の4つの自治体と企業からも2社出席をいただいております。

大会のテーマは「調和のとれた都市をつくり、持続的な発展を実現する」というもので、土曜日、日曜日ということも手伝って、30カ国が参加されまして、アメリカ・マイアミ市ほか20団体の、それぞれの国の代表の皆さんから都市づくりについての発表がございました。日本からは宇部市の方が代表いただきまして、環境汚染対策への取り組みを議題として発表をいただいたところでございます。

発表に際しましては、5カ国語同時通訳ということで進めていただきました。また、近隣公園での記念植樹、そうしたイベント及び翌日マイクロバス16台に分乗いたしまして、参加者全員が泰山へ上り、山頂において泰山宣言ということを催し、式典を行ったところであります。それぞれ市ごとに参加者が全員署名をいたし、宣言したことが記憶にございます。

また、この3日間の国際交流大会の合間を縫いまして、泰安市の工業団地の視察を行い

ました。計画面積50km²の広大な用地が計画されておりまして、環境面を重視したハイテク企業を中心に、10年計画で企業誘致を行っていく方針であるという説明がございました。優遇措置といたしましては、法人事業税の減免措置を講じてございます。日本からは既に二つの会社を合併会社により誘致が行われたと説明がございました。

大変慌ただしい日程でございましたが、有意義な訪中でありましたことをここに報告申し上げます。

ほかにもう一点でございますが、飲酒運転における職員の処分でございます。

議員各位には一昨日ご連絡を申し上げたとおりでございますが、酒酔い運転は免職、酒気帯び運転は原則免職という懲戒処分の取り扱いをこれまで以上に厳格化し、10月1日より適用することといたしました。

以上、2件のご報告を申し上げますとともに、長期にわたりますところの熱心なご審議に対しまして深く感謝を申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田順康君）これにて、平成18年9月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時21分 閉会）